

令和7年度

定期監査(前期)結果報告書

令和7年9月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査（前期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、令和 7 年 5 月 22 日までは木もとひろゆき前監査委員が、同月 23 日からは野もとあきとし監査委員が関与した。

令和 7 年 9 月 9 日

新宿区監査委員	國 井	政 利
同	平 井	光 雄
同	石 黒	清 子
同	野もと	あきとし

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに新宿区監査基準（令和2年新宿区監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）並びに令和7年度監査基本計画に基づく定期監査である。

監査基準第3条第1項第1号に準拠し、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査の対象

令和6年度における財務に関する事務の執行

【対象部局】 81 所属

本庁組織の部及び担当部、室、局及び本庁外施設（ただし、保育園、子ども園、児童館、子ども家庭支援センター、小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園を除く。）

第3 監査の日程

令和7年4月2日（水）から令和7年8月26日（火）まで

第4 監査の実施内容

令和6年度の予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、決算審査との連携を図りながら、監査基準にのっとり、区の事務事業等の執行の合規性、正確性、経済性、効率性、有効性について監査を実施した。

また、その事務の執行が適正に処理されているかを主眼として、財務監査に加え、必要に応じ行政運営、組織、人事・労務管理、文書管理等の事務の執行や各部局の内部統制の状況等について監査を実施した。

併せて、監査の継続性の観点から、前回の監査で改善を求めた事項の改善状況を確認するとともに、金銭及び物品の管理状況、会計事務の処理状況等について各所属の報告を求め確認した。

第5 監査の主な着眼点

- 1 予算の執行は、適正に行われているか。
- 2 収入及び支出事務は、適正に行われているか。
- 3 契約事務は、適正に行われているか。
- 4 現金等の出納保管は、適正に行われているか。
- 5 財産の管理は、適正に行われているか。

第6 監査の実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、各部局等から関係部課長等の出席を求め、**別表1**のとおり、決算審査と併せて監査を実施した。また、**別表2**のとおり、本庁外施設等の実地監査を行った。

事務局職員は、監査資料、関係書類、財務会計システム帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、**別表3、4**のとおり、監査を実施した。

II 監査の結果

新宿区監査委員は、令和2年4月1日施行の監査基準に基づき、監査を効率的かつ効果的に実施することができるよう円滑な区政運営を妨げる財務会計上の要因を「リスク」として識別、評価し、その内容や程度等を勘案して各所属においてリスクが高い事項の重点的な監査を実施している。

また、財務会計上のリスクについて、適切に評価し、コントロールすることをリスクマネジメントとして捉え、職員全員がそのリスクを認識し、改善に取り組むことによって、リスクを一定水準に抑えるという内部統制の確立を促すことも目的として実施している。

こうした中で、令和2年度の定期監査から、改善を要望した所属の割合が高い事項や特に改善を要するものとして意見を述べている事項を「全庁で広く見られたリスク」として指摘している。

今回の監査においては、「I 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、公表する指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

しかしながら、今回の監査結果を踏まえて、今後も継続して改善が必要な事項があると認められたものについて、本年度においても「全庁で広く見られたリスク」とすべきものと認め、次のとおり意見を付して述べる。

第1 今回の監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項

1 支出の遅延について

支出の遅延については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）に規定された支払手続の処理期間を超えて支出していたものや、履行完了から適法な請求を受けるまで相当期間を要していたものについて、令和2年度からの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

支出の遅延の件数は、前回の監査では46件で、その前年度に比べ15件減少しており改善傾向が見られたが、本年度の件数は55件で、前回に比べ9件増加しており課題が見られる結果となった。中でも、支払遅延防止法に定める支払の約定期間

以内や区条例の支払期日までに支払を行わなかった「支払遅延」は、前年度 6 件に対し、本年度 24 件となり、4 倍もの増加となった。年度を超過した支払遅延はなかったものの、遅延理由はいずれの事例もやむを得ないものとは認められなかった。

支出の遅延は、契約の相手方の不利益や予算執行上の事故につながるリスクがあり、支払遅延については遅延利息の支払義務が生じる場合がある。日頃から担当職員が執行状況の把握に努めることはもちろんのこと、組織としても支払状況の管理や確認について実効性のある取組が求められる。支出の遅延を繰り返さないためにも、適正かつ迅速な支出事務処理に努められたい。

2 随意契約について

随意契約については、物品の購入や印刷物の作成において、品目が同種で、履行期限が近接する契約を、特段の理由なく別々に締結する等の事例が繰り返し見られたものについて、令和 2 年度からの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、件数が 12 件となり、前年度に比べ 5 件増加していた。

随意契約は、競争入札に比べて手続等の面で負担が少なく迅速な契約手続が促進される反面、その運用を誤ると、課の裁量により契約の相手方が固定化されたり、安易な分割発注につながるおそれがある。随意契約は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項各号に列挙されている場合にのみ限定的に認められる、競争入札を原則とする契約方法の例外である。契約制度の理念である公正及び厳正に加え、効率的、効果的な予算の執行、すなわち経済性との調和を図ることで、随意契約の適正執行と計画的な予算執行に努められたい。

3 契約の履行確認について

契約の履行確認については、令和 3 年度からの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、業務委託等において、仕様書で求めている報告書等の提出前に検査を行っていたものや、報告書等の受領が遅れていたもの等が前年度と同じく 21 件見られた。

契約は、業務の適正な履行がなされて初めて完了することとなり、その確認行為である検査は、契約の目的を達成するためにも極めて重要な行為である。履行確認が不十分なまま支払を行うことは、契約の目的が達成できない場合があるだけでなく、区の財産上の損失につながりかねない。

検査に当たっては、その重要性について十分に認識し、検査事務が形骸化することがないように、適正な履行確認に努められたい。

4 契約事務処理について

契約事務処理については、令和3年度からの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、件数が14件となり、前年度に比べ14件減少し、改善が図られていた一方、仕様書の記載内容に不備があるものや、契約の相手方から提出を受けべき書類が提出されていないもの等が12の所属で見られた。

仕様書は、履行内容や条件などを詳細に記載したものであり、事業者においては見積の根拠となるものである。契約の目的を達する上で必要不可欠なものであることから、安易に前例踏襲することなく、前年度の契約実績を踏まえた改善点、そして根拠法令等の改正はないかなど、常に最新の情報に基づき適正に作成する必要がある。このことについて、担当職員はもちろんのこと、管理監督職員も十分に認識した上で、適正な契約事務処理に努められたい。

第2 前回の監査において改善を要望した事項の改善状況

各所属から報告のあった改善状況については、前回の監査において改善を要望した事項の185件中、約8割に当たる139件が、今回の監査において改善されていたことが確認できた。

そのうち、「全庁で広く見られたリスク」とした「支出の遅延」に係る指摘46件中改善済みが18件で、約4割の改善に留まり、今回の監査においても監査対象全体の81所属中、約5割に当たる37所属で同様の事例が見られた。中には、前回の監査において改善を要望した事項について、再発防止策を講じたとの報告があったにもかかわらず

ならず、改善されずに今回の監査でも同様の指摘を受けた所属が 17 あった。

全体の指摘件数については、前回の監査までは減少傾向であったが、今回の監査においては増加していたことから、これまで以上に組織としてリスク管理を徹底していくとともに、指摘を受けた事項については、再発防止策の見直し、検証等を確実にを行い、改善に向けた実効性のある対応に努められたい。

第 3 各所属における自己検査等の確認

会計管理者からの通知による「金銭管理及び物品管理の自己検査」の実施状況について確認したところ、自己検査で不備を認識した所属については、適切に対応が図られていた。

また、会計管理者からの通知による「支出及び精算状況の確認」「金銭及び物品調査並びに会計処理状況の確認」の実施状況について報告を求めたところ、所属において把握した事務処理の遅れ等については、適切に対応されていたことを確認した。

このように、自所属の業務を自らがチェックすることは、リスクを的確に認識することに加え、内部統制の意識を現場に根付かせることにもつながる有効な取組である。

一方で、備品登録の不備や支払遅延が判明せず、これらの自己検査や確認が不十分な所属が見られたことから、リスク管理の意識付けの更なる向上を図るためにも、引き続き自所属におけるチェック体制の充実強化に努められたい。

第 4 内部統制の状況確認について

今回の監査においては、内部統制の確認について、前年度に引き続き P D C A サイクルに基づく監査を実施し、各所属が前回の監査において改善を求められた事項について原因分析を行い、改善方針を定めた上で、改善に向けて取り組まれていることは確認できた。

一方で、本年度も同様に改善を求められた事項もあるため、各部における P D C A サイクルに基づく改善状況を、今後も確認していくこととした。

課題について、原因を分析し、統一的な方針の下に改善に取り組むことは、内部統制の意識を向上させる有効な取組である。各所属におかれては、事務事業の適正化や

リスクマネジメントの強化について、実効性のある取組により、引き続き内部統制の充実強化に努められたい。

第5 今回の監査において見られた改善すべき事項

これまで述べてきた事項のほか、今回の監査において「全庁で広く見られたリスク」とはしていないが、更に改善すべき課題が見られたものについて、以下に述べる。

1 予算流用について

予算流用については、令和2年度の監査において「全庁で広く見られたリスク」としていた事項である。件数は年々減少しているが、今回の監査でも、事務手続において必要とされる財政課への協議が漏れているものや、流用金額の積算根拠が不明確なもの等が見られた。予算流用は、執行上やむを得ない事由がある場合に限られるものである。このことを十分に認識し、新宿区予算事務規則（昭和39年新宿区規則第13号）及び関係規程に基づく適正な事務処理に努められたい。

2 個人情報を取り扱う業務委託について

個人情報を取り扱う業務委託においては、特記事項に基づき、委託先等の個人情報保護対策の実施状況について、「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る留意事項の確認等（確認記録票）」を用いて、立入り調査等により確認することとなっている。今回の監査では、確認記録票が適切に作成されていない所属が見られた。個人情報の安全管理を徹底するためにも、事務処理手順を確認の上、個人情報保護対策の適正履行の確保に努められたい。

3 物品管理について

物品管理においては、新宿区物品管理規則（昭和39年新宿区規則第22号）により、所属が行うべき物品の取得、保管、処分など物品に係る適正な管理に関する細目が定められている。今回の監査では、備品の財務会計システムへの登録が漏れていたものや、登録内容に誤りがあるもの等が見られた。物品は、区民の大切な財産であり、適正な管理に努められたい。

Ⅲ まとめ

今回の定期監査においては、「全庁で広く見られたリスク」とした4項目について、重点的な監査を実施した。これらの4項目については、これまでの監査においても繰り返し改善を要望してきた事項である。

監査に当たっては、リスクマネジメントの観点から、各部局における内部統制の状況や事務処理ミス防止等に向けた具体的な取組について、関係書面等のチェックのほか、全部局の管理職に対する監査委員質問や、必要により追加調査等を行い確認した。併せて、本区においては、地方自治法施行令改正に伴う新宿区契約事務規則（昭和39年新宿区規則第15号）の改正、旅費制度の見直し、押印廃止やペーパーレス化の徹底、業務サポートセンターの設置など、財務会計事務処理上の制度変更が生じていることから、これらも念頭に置き監査を実施した。

今回の監査では、監査結果報告書に掲載して公表し是正を求める指摘はなかったが、全庁において更に徹底した改善を図るべき事項が見られたため、以下に述べる。

一点目は、「支払遅延について」である。今回、支払遅延防止法に規定された支払手続の処理期間を超えて支出した支払遅延の件数が大きく増加していたことから、これが複数の所属で見られた部に対し、その原因分析と今後の改善方針について追加調査を実施した。職員の実ミスや認識不足が主な要因であったが、その対象となった所属はもちろんのこと、全庁的な支払遅延防止の仕組みづくりなど、再発防止対策に一層取り組むべきものである。

二点目は、「随意契約不適正について」である。本年4月からの区の契約事務規則改正により、課長権限による少額随意契約の基準額が引き上げられた。今回不適正な随意契約が見られた所属に対して厳しく改善を求めたが、各部局において、不適切な分割契約はないか、特命随意契約は法令に適合しかつ合理的か、長期にわたって契約の相手方が固定化されていないかなど、地方自治体における契約事務の本旨を常に意識し、透明性、公平性、競争性の確保などに十分に配慮した契約事務に一層取り組むべきものである。

支出事務や契約事務は、区のほぼ全ての所属において日常的に行われており、かつ、新たな事務手続やこれにより変化するリスク等への対応も求められている。各部局においては、職員の基礎知識の獲得を含め、職員一人一人がリスクマネジメントを意識し、コンプライアンスの徹底と機能する組織ガバナンスの確立に向け、監査結果と連動した効率的で効果的な内部統制の強化を強く望むものである。

別 表

別表1 監査委員による定期監査及び決算審査に関する質問日程・項目

実施月日	対象部局等	主な質問項目
7月 8日 (火)	会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算総括説明 ・ 室の決算状況について ・ 全庁における会計事務処理の適正確保について
	都市計画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ マンション等まちづくり方針の推進について ・ 安全で安心なまちづくりとマンションの適正な維持管理について ・ 新宿駅周辺地区のまちづくりと地区計画等のまちづくりのルール策定について ・ 高齢者等の住まいの安定確保と鉄道施設の整備促進について
	環境清掃部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 組織改正について ・ 食品ロス削減の推進について ・ 環境学習・環境教育の推進等による行動変容の促進について ・ 多様な主体と連携した地球温暖化対策の推進について
	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について ・ 海外友好都市ドイツベルリン市ミッテ区への訪問について ・ 区議会ICT化の推進状況について ・ 政務活動費について
7月 11日 (金)	教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について ・ 部活動運営支援事業について ・ ICTを活用した教育の充実について ・ 学校施設、図書館等公共施設の老朽化対策について ・ 教員の勤務環境の改善と働き方改革について
	地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 町会・自治会活性化支援について ・ 行政サービスの向上と公共施設マネジメントについて ・ スポーツ環境の整備と多文化共生のまちづくりの推進について ・ 支出事務処理と委託業務に係る契約事務処理について
	文化観光産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 消費者情報の提供と若年層への消費者教育の推進について ・ 観光資源を活かした区内回遊性の向上と文化・観光施設について ・ 物価高騰等への支援について ・ 部及び外郭団体におけるコンプライアンス・ガバナンスの強化について
7月 16日 (水)	健康部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計について ・ 健康づくりに取り組める環境整備と高齢者の保健事業と介護の一体的実施事業について ・ 感染症対策と予防接種事業について ・ 支出事務処理について
	みどり土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ みどりの計画的な保全と次世代につなぐ桜並木について ・ 道路の維持保全と道路環境の整備について ・ 自転車対策、地域公共交通への支援及び屋外広告物について ・ 消耗品の購入と委託業務に係る契約事務処理について
	子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 子ども・子育て支援事業計画について ・ 「こども家庭センター」と子ども家庭・若者サポートネットワークについて ・ 学童クラブの定員拡充とお弁当配送サービス事業について ・ DXの推進、業務改善等の取組について ・ 組織改正について
7月 18日 (金)	福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 介護保険特別会計について ・ 地域で支え合うしくみづくりの推進について ・ 高齢期の健康づくりと介護予防・フレイル予防、認知症高齢者の支援について ・ 障害者グループホームの設置促進と区立障害者福祉施設の機能の充実について ・ 支出事務処理について
	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ ふるさと納税制度について ・ 職員の定員管理と働き方改革、メンタルヘルス対策の取組について ・ 災害に強い体制づくりと暮らしやすい安全で安心なまちの実現について ・ 納付案内センターと組織改正について ・ 全庁における契約及び支出事務処理の適正確保について
7月 29日 (火)	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について ・ 投票率向上のための取組について ・ 専門性の高い職員の育成と人材確保について ・ 業務効率化に向けた取組とインターネット選挙運動について
	総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部及び区全体の決算状況について ・ 効果的・効率的な業務の推進と民間提案制度について ・ 公共施設マネジメントの強化について ・ 業務改善及び民間提案制度について ・ 行政評価と組織体制、区民の意向の区政へのフィードバックについて ・ 令和6年度の財政運営について（財政指標、財政調整基金等の動向を含む。）
	監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について ・ 住民監査請求における電子申請の導入について

別表2 監査委員による本庁外施設等の実地監査日程

実施月日	施設名
6月2日(月)	落合第一特別出張所 / 落合保健センター
6月5日(木)	子ども総合センター / 生活福祉課・保護担当課

別表3 事務局職員による定期監査日程

対象部局等	実施期間・実施月日
総合政策部	4月7日(月) ~ 4月23日(水)
総務部	4月11日(金) ~ 4月25日(金)
地域振興部	5月21日(水) ~ 6月6日(金)
文化観光産業部	5月28日(水) ~ 6月4日(水)
福祉部	4月16日(水) ~ 6月26日(木)
子ども家庭部	5月26日(月) ~ 6月20日(金)
健康部	6月16日(月) ~ 6月25日(水)
みどり土木部	5月15日(木) ~ 6月12日(木)
環境清掃部	5月13日(火) ~ 5月23日(金)
都市計画部	4月8日(火) ~ 4月25日(金)
会計室	6月17日(火)
議会事務局	5月26日(月)
教育委員会事務局	5月7日(水) ~ 5月21日(水)
選挙管理委員会事務局	4月7日(月)
監査事務局	6月27日(金)

(注) 別表4 に掲げる本庁外施設を除く。

別表4 事務局職員による本庁外施設の定期監査日程

実施月日	施設名
4月 8日 (火)	落合保健センター
4月 17日 (木)	落合第一特別出張所
4月 18日 (金)	子ども総合センター
4月 21日 (月)	人材育成センター
5月 7日 (水)	四谷特別出張所
5月 8日 (木)	若松町特別出張所 / 教育センター
5月 12日 (月)	籠筈町特別出張所
5月 13日 (火)	大久保特別出張所
5月 14日 (水)	戸塚特別出張所
5月 15日 (木)	中央図書館 / 東部・西部工事事務所
5月 19日 (月)	榎町特別出張所 / 新宿清掃事務所(新宿東・歌舞伎町清掃センターを含む。)
5月 20日 (火)	東部・西部公園事務所
5月 21日 (水)	しんじゅく多文化共生プラザ
5月 22日 (木)	落合第二特別出張所 / 新宿中継・資源センター
5月 23日 (金)	角筈特別出張所
5月 28日 (水)	柏木特別出張所
5月 29日 (木)	男女共同参画推進センター
6月 3日 (火)	牛込保健センター
6月 9日 (月)	薬王寺地域ささえあい館
6月 10日 (火)	四谷保健センター
6月 11日 (水)	東新宿保健センター

令和7年度
定期監査（前期）結果報告書

令和7年9月 発行 新宿区監査事務局

刊行物作成番号
2025-2-5101

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）
FAX（03）5273-3539

この刊行物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部当たり145円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。